

令和4年7月25日開催

新庄市農業委員会第26回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和4年7月）議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（12名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	7番 星川 豊
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
12番 三原 康志	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（7名）

6番 丹 茂	8番 五十嵐 成生
11番 指村 貞芳	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
18番 佐藤 喜代志	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 89 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 90 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 91 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 5 報告第 71 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 6 報告第 72 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
日程第 7 報告第 73 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主任	庭崎 佳子	主 事	結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 4 年度新庄市農業委員会第 26 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 12 名です。欠席通告者は 6 番丹茂委員、8 番五十嵐成生委員、11 番指村貞芳委員、13 番高山光弥委員、14 番森良一委員、15 番星川吉和委員、18 番佐藤喜代志委員の 7 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 26 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入りますが、クールビズ期間ではございますが、暑いと感じられたときは、上着を脱いでも構いませんので、無理をせずに各自で熱中症対策を宜しく願います。はじめに、日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番間真一委員と10番齋藤謙二委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第89号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第89号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区1件、計4件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区1番につきまして、7月22日に調査確認いたしました。事務局説明のとおりで相違ありませんので、問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、7月20日に調査確認いたしました。農地を管理していた譲渡人の弟が死亡し、不動産会社が仲介しての売買となりました。対価につきましては、双方合意しております。問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区1番につきまして、7月15日に調査確認いたしました。事務局説明のとおりで、対価につきまして、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、7月16日に調査確認いたしました。借人が知らずに使っていた土地が国のものと判明し、今回新規で賃借権を設定することに相違ありませんでした。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第89号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第89号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第90号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、三原康志委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31号の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(三原康志委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第90号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、萩野地区1件、八向地区3件、計6件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、7月19日に調査確認しました。内容については事務局説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いたします。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、7月15日に調査確認しました。内容については事務局説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いたします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、7月17日に調査確認しました。内容については事務局説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いたします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、7月16日に調査確認しました。内容については事務局説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いたします。

○議長

次に、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、7月16日に調査確認しました。内容については事務局説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区3番につきまして、7月19日に電話にて確認しました。内容については事務局説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第90号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第90号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(三原康志委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。次に日程第4、議案第91号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第91号農業振興地域整備計画の変更について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、事務局の説明のとおり問題なしと判断しましたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第91号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第91号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第5、報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区2件、計7件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会につきまして、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第73号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第73号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件、八向地区1件、計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第73号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第73号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第26回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年7月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 間 真 一

議事録署名委員 齋 藤 謙 二